不利益処分に係る処分基準

処分の名称	特定物質に関する事故時の措置命令
根拠条例·規則名	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
条項	第17条第3項
所 管 部 課	環境局 環境共生部 環境対策課 (電話:048-829-1330)
処 基準 (未設定の場 合はその理 基由)	特定物質が大気中に多量に排出されたことにより、周辺地域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあるとき。
	亚式 45 年 4 日 1 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考	